

外務省 NGO 研究会
「人間の安全保障におけるプロテクション」

活動報告書

主催：外務省

実施：外務省 NGO 研究会「人間の安全保障におけるプロテクション」参加 NGO

事務局：特定非営利活動法人難民支援協会

目次

目次	2
第1章 NGO研究会の目的・方針	4
第2章 各回研究会の活動	
1. 第1回ワークショップ	9
(1) セクターアプローチにおけるプロテクション1	
山口邦子 (国連世界食糧計画日本事務所)	
(2) セクターアプローチにおけるプロテクション2	
平林国彦 (国連児童基金駐日事務所)	
(3) セクターアプローチにおけるプロテクション3	
ダニエル・アルカル (UNHCR 駐日事務所)	
2. 第2回ワークショップ	11
(1) 人間の安全保障におけるプロテクションの位置づけ	
山本哲史 (東京大学大学院)	
(2) 国際赤十字におけるプロテクション	
加藤安孝 (日本赤十字医療センター)	
(3) 参加型ワークショップ・Gender Based Violence の予防に向けて	
3. 第3回ワークショップ	17
(1) 東ティモールにおける国際移住期間の活動及びトラフィッキングを防ぐ為の取り組み-NGO が現場で意識すべきこと-	
中山暁雄 (国際移住機関駐日事務所)	
(2) 東ティモール視察報告	20
堤本正己 (BHN テレコム支援協会)	
池上義晴 (国際平和協力センター)	
柴田裕子 (Peace Winds Japan)	
石川えり (難民支援協会)	(報告順)
4. 第4回ワークショップ	22
(1) プロテクションと UNHCR の役割	22
根本かおる (日本 UNHCR 協会)	

(2)	給水と衛生におけるプロテクション	24
	鈴木泰生 (ADRA Japan)	
	柴田裕子 (Peace Winds Japan)	
(3)	食糧配給におけるプロテクション	28
	三澤康志 (国連世界食糧計画ミャンマー事務所)	
	山野真季葉 (World Vision Japan)	
	ドリス・クノッシエル (World Vision International)	
(4)	分科会 ①子どもと教育に関するプロテクション	31
	平野裕二 (ARC 代表)	
	②ソーシャルプロテクション	34
	三澤康志 (国連世界食糧計画ミャンマー事務所)	
(5)	保健・医療におけるプロテクションの実践報告	36
	小川里美 (秋田赤十字短期大学)	
(6)	ワークショップ全体総括・国際的なトレンド(クラスターアプローチ)について	37
	ドリス・クノッシエル (World Vision International)	
第3章	シンポジウム	38
第4章	研究会参加団体紹介	46

第一章 平成 19 年度外務省 NGO 研究会の目的・方針

テーマ：「人間の安全保障におけるプロテクション」

1. 背景

2002 年に西アフリカで起きた援助関係者による性的搾取事件以降、援助関係者が遵守すべき規範について、より一層厳しい実施が求められるようになった。

その結果、援助関係者自身が自らの姿勢を見直し、受益者の保護（プロテクション）をプログラムの中に組み込む必要性が指摘されるようになってきた。

このような世界的な潮流の中で、日本の人道支援 NGO のプロテクションに対する取り組みは十分とは言えず、人間の安全保障の根幹に関わり、またアカウンタビリティの観点からも基準の遵守が求められている。そのため、国際機関や国際 NGO が採用している国際的な規範（条約、宣言等）、ガイドラインを研究し、日本の人道支援を行う NGO が現場で実際に活用できるスキームを導入していくことを目的とし、平成 18 年度の外務省 NGO 研究会として「人道支援におけるプロテクション」が実施された。同研究会においては、最終的に NGO 15 団体が参加し、プロテクションの基本について理解を深め、また NGO 自身が現場で気をつけるべき事項を盛り込んだ「プロテクション・ガイドライン」を作成することができた。

平成 19 年度はさらに、NGO スタッフが現場でそのまま使えるツールにするために、ガイドラインの適用範囲をより広げ、内容的にも現場の実情にそくしてセクターごとに掘り下げた「プロテクション・フィールドガイド」を作成することができた。

2. NGO 研究会の目的

まず第一に、国際協力の現場（とりわけ各セクターの実施）で役に立つプロテクションの配慮について、各 NGO に理解を深めること。また国際協力の現場で役に立つ実践的なガイドライン（プロテクション・フィールドガイド）の作成を目的とした。

3. 実施方針

- ① 平成 18 年度に作成した「プロテクション・ガイドライン」の幅をさらに広げ、緊急人道支援に限らず、自然災害や紛争後の復興期にも当てはめられるような、またフィールドにおいて現地職員を含む援助関係者が、参照できるようなハンドブックを NGO 自身が作成したスフィア・スタンダードを参考にしつつ作成し、「プロテクション・フィールドガイド」という名前でまとめる。
- ② NGO の枠を超えて、人間の安全保障に関わる関係者（研究者、国際機関、政府機関を含む）の意見も取り入れ、各機関、実務者が考えるプロテクションの重要性に

についての認識を深めるべく、ワークショップを行う。

- ③ 研修を通じて NGO スタッフのキャパシティ・ビルディングを行い、プロテクションの本質と現地の事例等を通じたプロテクションの実務を学ぶ。

4. 実施方法

平成 19 年度については、平成 18 年度を NGO 研究会「人道支援におけるプロテクション」を通して調査、研究をともに行ってきた NGO（研究会参加団体 15 団体、うちコアメンバー 9 団体）が中心となり、さらに幅広く 18 団体の参加を得て実施された。

5. 活動内容、プログラム

(1) 平成 18 年度作成のプロテクション・ガイドライン（以下、「ガイドライン」）の実践活用版ハンドブックの作成

- ① プロテクション・ガイドラインのバージョンアップ
研究者や関係機関よりインプットを頂き、平成 18 年度作成のプロテクション・ガイドラインのバージョンアップを行う。
- ② 実践活用版のガイドラインの作成
参加 NGO を中心に、現場で真にガイドラインを浸透させていくための方策について話し合い、実践活用版ガイドラインとしてまとめる。同ガイドラインは英語等他言語への翻訳を目指す。
- ③ 現地調査の実施
ガイドラインの現場における実践の可能性を考えるために、現地調査を実施する。調査結果及び参加団体を中心とする関係者の意見を踏まえ、実践活用版を策定する。

(2) 研修

- ① ワークショップ I（拡大）：ガイドラインバージョンアップのための有識者との会合
研究者及び国際機関の関係者等に参加して頂き、国際人権法をはじめとした Protection の基本的な枠組みを踏まえ、ガイドラインのバージョンアップ及び現場での実践において求められる体裁等についてディスカッションを行う。
- ② ワークショップ II：海外調査報告及びガイドラインバージョンアップ案・実践活用版作成のためのワークショップ
海外調査の報告、及び同調査を踏まえて作成されたガイドラインのバージョンアップ案及び実践活用版についての意見交換をおこなう。
- ③ ワークショップ III：海外調査報告及びガイドライン最終案作成（2 日間）
各国際機関等から講師を招聘し、クラスターアプローチにおけるプロテクシ

ョンの役割について、それぞれの機関における実践やガイドラインの紹介を中心にワークショップを行う。ワークショップは分科会形式とし、参加者が複数のセッションに参加できるよう確保する。

④ 公開シンポジウム：「人間の安全保障とプロテクション」と題して、海外からゲスト（World Vision International の Dr. Knoechel 氏を予定）を招聘し、日本側からも外務省、国連機関、研究者、NGO 代表などによるシンポジストが参加し公開シンポジウムを行う。

⑤ ワークショップⅣ：プロテクション実践のためのワークショップ
プロテクションを実践していく上で課題となっていることについて、あらかじめ参加NGOにアンケートをとり、ニーズをもとにワークショップを行う。

（３） 調査・研究及び国内外の関係機関との連携

国際機関及び海外の NGO が作成しているプロテクションに関するマニュアルやガイドライン等を調査する他、同様の取り組みを推進するNGOと連絡を取り合い、連携を推進する。

（４） 今年度の日程

日時	内容	講師・参加者
6月29日（金） 14:00~16:00 ADRA Japan	オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 講師：難民支援協会/石川えり氏 参加者：全メンバーNGO
8月2日（木） 14:00~17:00 新宿歴史博物館	ワークショップ第1回 「ガイドラインの紹介及びバージョンアップのための話し合い」	<ul style="list-style-type: none"> WFP 日本事務所/山口郁子氏 UNICEF 駐日事務所/平林国彦氏 UNHCR 駐日事務所/ダニエル・アルカル氏 参加者：全メンバーNGO
10月4日（木） 14:00~17:00 JICA 地球ひろば	ワークショップ第2回 「プロテクションの実践」	<ul style="list-style-type: none"> 東京大学大学院「人間の安全保障」プログラム リサーチフェロー/山本哲史氏 日本赤十字社医療センター国際医療救援部/加藤安孝氏 難民支援協会/石川えり氏 参加者：全メンバーNGO
11月20日（火）～29	東ティモール海外調査	<ul style="list-style-type: none"> 国際平和協力センター/池上善

日（木）	（10日間）	晴氏 <ul style="list-style-type: none"> ・ピースウィンズ・ジャパン海外事業部/柴田裕子氏 ・BHNテレコム支援協議会/堤本正己氏 ・難民支援協会/石川えり氏
12月19日（水） 14:00~17:00 新宿歴史博物館	ワークショップ第3回 「海外調査報告及びガイドラインバージョンアップ・実践活用版（Version2.0）作成のための話し合い	<ul style="list-style-type: none"> ・講師：海外調査参加NGO ・参加者：全メンバーNGO
1月10日（木）～ 11日（金） JICA国際総合研修所	ワークショップ第4回 （1日半）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本 UNHCR 協会/根本かおる氏 ・ADRA Japan/鈴木泰生氏 ・ピースウィンズ・ジャパン/柴田裕子氏 ・国連世界食糧計画ミャンマー事務所/三澤康志氏 ・ワールド・ビジョン・ジャパン/山野真季葉氏 ・ワールド・ビジョン・インターナショナル/ドリス・クノッシェル氏 ・秋田赤十字短期大学/小川里美氏 ・参加者：全メンバーNGO
1月11日（金） 14:30~17:00 JICA国際総合研修所	公開シンポジウム （半日）	パネリスト： <ul style="list-style-type: none"> ・国連難民高等弁務官駐日事務所首席法務官/ダニエル・アルカル氏 ・国連世界食糧計画ミャンマー事務局プログラムオフィサー/三澤康志 ・国連児童基金東京事務所パートナーシップ構築調整官/岡智子氏

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際移住機関駐日事務所プログラムコーディネーター/橋本直子氏 ・ ワールド・ビジョン・インターナショナルプロテクション担当官/ドリス・クノッシェル氏 ・
2月1日(金) 15:00~17:00 ADRA Japan	コアメンバーミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者：全メンバーNGO

【第1回ワークショップ】

【実施枠組み】

日時： 2007年8月2日 14:00～17:00

場所： 新宿歴史博物館・2階講堂

講師： 山口郁子氏 世界食糧計画 日本事務所 援助関係官
平林国彦氏 国際連合児童基金（ユニセフ）東京事務所 副代表
ダニエル・アルカル氏 UNHCR 駐日事務所 首席法務官

【概要】

第1回ワークショップでは、各セクターにおける国際機関の専門家を招き、セクター毎のプロテクションに対する各機関の取り組みを中心に、現情や今後の課題等について講義・議論した。ワークショップ後半では支援現場におけるプロテクション向上のためのガイドライン作成にむけて、参加者間による意見交換を行った。

テーマ1. 「セクターアプローチにおけるプロテクション-1」～WFPとプロテクション～
講師 山口郁子氏 世界食糧計画 日本事務所 Donor Relations Officer

【講義内容要約】

食料援助機関である世界食糧計画（WFP）は必ずしもプロテクションを中心的責務とはしていないが、世界的な国内紛争の増加とそれに伴う人権被害の拡大から、意識的にプロテクションに関わっていくという動きが出てきている。2004年からはプロテクションプロジェクトを発足させて、ワークショップを開催するなど啓発活動も行ってきた。今後は食料の面からどのようにプロテクションに関わっていくのかを研究・調査し、ポリシー、ガイドラインの作成に取り組んでいく予定である。その中でNGOなど他のアクターとの協働が不可欠であると考えている。

テーマ2. 「セクターアプローチにおけるプロテクション-2」～チャイルドプロテクションの現場から～

講師 平林国彦氏 国際連合児童基金（ユニセフ）東京事務所 副代表

【講義内容要約】

国連児童基金（ユニセフ）の使命は子どもの権利条約を規範とし、子どものための保護環境を整備することである。具体的には政府のキャパシティ・ビルディング、法律の整備、

ドラッグ・タバコなど子どもを取り巻く問題の解決、衛生状態や予防の徹底等があげられる。体罰や出生の未登録、子ども兵士、早婚などの子どもにとっての有害な慣行、子どもが被害を受けることに繋がる課題が多くある。現地国会議員などと子どもに関する法律の改正に取り組んだり、子ども（特に女子）に対する教育の普及をしたりといった活動も展開している。

テーマ 3. 「セクターアプローチにおけるプロテクション - 3」 ～UNHCR の果たす役割～
講師 ダニエル・アルカル氏 UNHCR 駐日事務所 首席法務官

【講義内容要約】

難民に対するプロテクションは、法的な面だけではなく、ライツ・ベース・アプローチが必要である。多角的に状況をモニタリングし、特に女性の権利を重視することで活動全体がより能動的になる。支援プロジェクトは、それ自体が本当に発展的なものかを常に意識する必要がある。「何ができるか」ではなく、「何が必要か」の視点を意識し、被援助者にとって自分たちの行動が十分に価値のあるものなのかを確認する。法的な面で難民が政府から受ける扱い方から、現実的な安全、物資・住居の確保、医療、収入において多くの国でシステムの強化をする必要がある。我々援助者は、人々がなぜ難民になるのか、を理解しなければならない。そのためにはライツ・ベース・アプローチによる人道支援活動が重要になると考えられる。

【第2回ワークショップ】

【実施枠組み】

日時：2007年10月4日 14:00～17:00

場所：JICA 地球ひろば

講師：山本哲史氏 東京大学大学院「人間の安全保障」プログラム リサーチフェロー、
学術博士

加藤安孝氏 日本赤十字社医療センター 国際医療救援部 救援課 救援係長

【概要】

今回のワークショップは、始めにプロテクションの概念を整理したうえで、援助現場で実際に展開されるプロテクションの実態を講義を通じて学んだ。第二部はジェンダーによる暴力をどのように防ぐかということを検討し、グループワークを通じて防止のためのアクションプランを作成した。

テーマ 1. 「人間の安全保障におけるプロテクションの位置付け」

講師 山本哲史氏 東京大学大学院「人間の安全保障」プログラム リサーチフェロー、
学術博士

【講義内容要約】

幅広い概念である「プロテクション（保護）」に関して、1. 法的、2. 身体の安全（治安の確立、武装解除、食糧問題など）、3. 社会的保護の観点から、いくつかの事例を踏まえて検討を行った。さらに「人間の安全保障」という概念に対し、単一的な視点ではなく、マクロ・ミクロを合わせた「複眼的視点」で捉えることの必要性を指摘。その中で現場に最も近いレベルで事業活動をしている NGO 団体は、ミクロ（受益者）の立場を切実にキャッチすることが出来るが、同時に一歩引いたマクロ的視点も併せ持つ事が重要であるとの指摘があった。

【山本氏講義レジュメ】

1. はじめに
 - ・ この講義の趣旨
 - ・ 人間の安全保障と NGO の関係に焦点をあてる
 - ・ 国際法学・国際関係論の一般論は省略
 - ・ 人間の安全保障
 - ・ 人間の生存や尊厳への脅威

- ・ 生存・生活・尊厳への脅威からの「保護」
 - ・ 自ら行動する「能力強化」
2. プロテクション
- ・ 保護の種類
 - ・ 法的保護
 - ・ 身体の安全の保護
 - ・ 社会的保護
- 事例
- ・ 人身売買
 - ・ 国内避難民の保護、再統合および再定住
3. 人間の安全保障と NGO
- ・ 多様な担い手の中での NGO の役割
 - ・ 社会から排除された人々を保護対象に取り込む必要性
 - ・ 人間の安全保障という考えへの現場からの評価
 - ・ 「人間」は誰を指しているか
 - ・ 外から定義されることへの疑問
4. まとめ
- ・ 保護と能力強化の相互作用
 - ・ 軌道修正における受益者の取り組み
 - ・ NGO としてのスタンスと全体の中でのバランス
 - ・ マクロとミクロの複眼が必要

テーマ 2. 「国際赤十字におけるプロテクション」

講師：加藤安孝氏 日本赤十字社医療センター 国際医療救援部 救援課 救援係長

【講義内容要約】

赤十字国際委員会（ICRC: International Committee of the Red Cross）の活動する地域において行われているプロテクションについて、1. 紛争犠牲者、傷病兵、2. 捕虜、抑留者、3. 受益者、4. 支援組織、要員、ボランティアという 4 つの領域における状況を、具体的なケースを踏まえて講義した。

【加藤氏講義レジュメ】

1. 紛争犠牲者（傷病兵）のプロテクション
 - ・ ソルフェリーノの戦いを目撃したアンリ・デュナンの二つの提言：
 - ① 「平時から戦争に備え、傷病兵を救護する組織を各国に組織しておくこと」－ 国際赤十字・赤新月社の誕生
 - ② 「その救護活動を局外中立として国際条約で保護すること」－ ジュネーブ条約の成立

2. 捕虜・抑留者のプロテクション
 - ・ 虐待、虐殺、失踪（捕虜が消されてしまうこともある。捕虜同士の争いで殺害）
 - ・ 捕虜・抑留者の心身の健康と尊厳を保つ（人間的な生活を保てるように）

収容所訪問の条件： 立会人無し、健康状態のチェック、繰り返し訪問できるように収容所全ての施設への立ち入りチェック、全収容者のリスト入手、赤十字通信（家庭的・私的な情報のみ。軍事情報は一切無し。当局の検閲可能）を渡す、改善必要点に関する要求書を当局へ。

3. 受益者に対するプロテクション
 - ・ 受益者の尊厳と社会的なプロテクション：地域の習慣・慣習にあった救援物資の配給に努める
 - ・ 受益者の安全確保

Ex: ①西ティモールにおける東ティモールからの難民キャンプ：政府運営の難民キャンプにて、

難民の粛清が行われたという証言もあるが、赤十字国際委員会ですら 1999 年 10 月半ばまで難民キャンプのアクセスが許可されず、インドネシア赤

十字のみ活動が許可されて

いたため、なかなか情報の確認が難しかった。

Ex: ②チェチェンの救援活動の時に使用した地図。ICRC による配給時に戦闘停止するように要請、配布時も事前に村々に配給計画を連絡（混乱を防ぐため）。

4. 組織、要員、ボランティアに対するプロテクション

- ICRC は紛争当事者全てから合意を取って初めて活動が可能となる。赤十字の標章の意味や、基本原則、国際人道法の普及に努める。

- ICRC 行動規範：自分より弱い立場の受益者を利用することを禁ずる。ICRC の中立性を守るための厳しい守秘義務（ICRC の活動中に知りえた情報開示の禁止）。子供の保護。活動国の法律の遵守。勤務時間外も規則に則った行動をとる。危険だと思ったら引き返す勇気を持つことが大切。

テーマ 3. 参加型ワークショップ「Gender Based Violence (GBV) の予防へ向けて」

モデレーター 石川えり 特定非営利活動法人 難民支援協会

【ワークショップ内容要約】

「ジェンダーに基づく暴力をどのように防止していくか」というテーマで、4～5人からなるグループに別れ、1. 援助関係者の行動規範、受益者との性的関係の禁止の実現、2. 受益者に対し、予防の観点から何をすべきか、3. 組織内で徹底すること、4. 他機関と行うこと、という観点から、具体的にどのように対処して行くべきかを議論、最終的に各グループで発表した。

【ワークショップ論点】

- ・ GBV は国際条約で定義が書かれている訳では無く、女性差別撤廃委員会 (CEDAW) の一般的意見 (第6段落) にて言及されているのみ。
- ・ SEA (Sexual Exploitation and Abuse)
援助関係者と受益者の間の力関係の差を利用した性的搾取。クライアントとの関係を持った場合には職務解雇などの規定見直しも。
⇔ 一方で、受益者側から「援助関係者から搾取を受けた」とでっち上げる例も。冤罪に巻き込まれたらどう対処するか。

【グループワークの発表】

Group 1: 受益者に対して行うべきこと

- (1) GBV があるという事実を伝える
- (2) Code of Conduct が存在することを伝える
- (3) 通報システム確立⇒周知させる
- (4) 受益者自身が自分自身を守る方法を伝える
 - ・一人きりで会わない
 - ・コミュニティの中にコンタクトパーソン
 - ・通報者の守秘義務

Group 2 組織内で行うべきこと

予防

- (1) GBVについての組織内の理解のための
 - ・ガイドライン作成
 - ・研修
 - ・問題発生時の対処方法（例：相談窓口）
- (2) スタッフ契約時にもGBV防止明記

対応

- (1) 事案発生後の調査方法を
 - ・公正に
 - ・守秘義務
 - ・釈明機会
- (2) 事実確定後の組織内の対応計画
- (3) 現地の方に基づく対応
- (4) 組織内のフィードバック（ガイドライン）
- (5) メディア対応

Group 3: 他機関と行うべきこと

UN/政府

- (1) Protection Unit にリードを取ってもらう。
- (2) セミナーなど
- (3) Code of Conduct に署名
- (4) 政府へのアドボカシー

NGO

- (1) 自分の団体のルールをシェア（←作ってもらう）
- (2) 事例のシェア

【第3回ワークショップ】

【実施枠組み】

日時：2007年12月19日14:00～17:00

場所：新宿歴史博物館 2階講堂

講師：中山暁雄氏 国際移住機関(IOM) 駐日事務所 駐日代表

【概要】

今回のワークショップでは、人身取引問題に特にスポットを当ててプロテクションについての考察を深める事を目標とした。後半では東ティモールにおけるプロテクションの現状課題と支援活動の実態についての現地視察報告を行った。

テーマ 1. 「東ティモールにおける国際移住機関の活動及びトラフィッキングを防ぐ為の取り組み-NGOが現場で意識すべき事-」

講師 中山暁雄氏 国際移住機関(IOM) 駐日事務所 駐日代表

【講義内容要約】

かつてコソボやアフガニスタンなどの現場において平和構築関連の業務に携わった経験もある国際移住機関駐日代表中山氏より、同機関の使命や活動内容についてご紹介頂いた。続いて人身取引問題についての一般的知識と、具体例として東ティモールの事例を通じた人身取引問題の現状と取り組みについて講義頂いた。感覚的には発展途上国の中でも、特に貧困層家庭にのみ起こりうる特殊な問題として認識されがちな人身取引が、実はある程度教育を受けた人々の間でも発生しているという事、また構造的に人身取引が低リスクで高リターンを生み出す構造になっており、3つのP(防止・保護・訴追)の確立を通じた根本的な改革が必要である事などが述べられた。

【中山氏講義レジュメ】

5. 国際移住機関（IOM）について

- ・ IOM とは
 - ・ IOM の活動範囲（移民の直接支援、移住問題に関する技術協力など）
 - ・ 日本における任務

6. 移民、人身取引の現状

- ・ 移民とは誰を指すか（写真紹介）
 - ・ レバノン紛争の際に、レバノンへ出稼ぎに来ていた人々
 - ・ スーダン国内避難民
 - ・ インドネシアにたどり着いた日本での人身取引被害者（イメージ）
- ・ 人道支援の対象者
 - ・ 非自発的な移住の被害者
- ・ 人身取引の定義
- ・ 人身取引の原因：送出国
 - ・ 必ずしも貧困層だけが被害者ではない
 - ・ 紛争地における、麻薬違法取引や不法伐採に加えて人身取引が行われるケース
 - ・ 貧困層家庭から都市富裕層家庭へ子どもを預ける（里子）という、昔からの習慣
- ・ 人身取引の原因：受入国
 - ・ 受入国の需要が無くならない限り、人身取引は無くならない
- ・ 人身取引の特徴
 - ・ 低リスク高リターンの構造
 - ・ 3つのP（防止・保護・訴追）の確保

7. 東ティモールの事例紹介

- ・ 東ティモールにおける人身取引の現状
 - ・ オーストラリア・インドネシアと至近距離、国内避難民キャンプの存在、法制度の未整備、知識の不足など
 - ・ 国連ミッションの拡大とそれをターゲットにした人身取引の増加
- ・ 東ティモールにおける取り組み
 - ・ 啓発活動： キャンペーン、ラジオ放送、演劇ワークショップなど
 - ・ 人身取引対策に関する研修活動： 「被害者への直接的支援に関するハンドブック」を出版
 - ・ その他、漫画やポスター、MTVなどのツールを使ったキャンペーン展開

8. まとめ

- ・ 既存の教育関係プロジェクトなどを通じた啓発活動

- ・ 被害者と支援者との信頼関係の構築
5. 質疑応答

テーマ 2. 「東ティモール視察報告」

報告者 堤本正己氏 BHN テレコム支援協会
池上義晴氏 国際平和協力センター
柴田裕子氏 ピースウィンズ・ジャパン
石川えり 難民支援協会 (報告順)

【内容要約】

2007年11月20日～29日の間に行われた東ティモールにおけるプロテクションの状況と活動実態調査の報告を行った。各支援団体の具体的な活動やセクター間における役割、WATSANやキャンプ運営といったセクターごとの状況調査を踏まえ、今後の展開や課題、及び作成中のガイドラインバージョンアップなどにも言及した。

【報告内容レジュメ】

1. 概要と各支援団体の活動

(1) 今回調査の概要 (BHN テレコム支援協会 堤本氏)

- ・ 東ティモール問題の紹介、東ティモールに関する一般的知識、歴史背景
- ・ 独立前における避難民・難民・強制移住の主な類型
- ・ 帰還が進まない理由：治安の不安定さ、土地登記の問題など
- ・ 今後の見通し

(2) 国際機関の役割 (国際平和協力センター 池上氏)

- ・ UNHCR ジャカルタ事務所：プロテクションワーキンググループの立ち上げ、キャンプ運営など
- ・ UNICEF 東ティモール：出生届関連文書管理、空港での人身売買防止の監視、キャンペーン活動など
- ・ IOM デイリ： UNHCR の引継ぎでキャンプ運営、モニタリング
- ・ WFP： 高栄養価食料の配給、配給現場でのモニタリング

(3) キャンプの状況 (ピースウィンズ・ジャパン 柴田氏)

- ・ キャンプの殆どは騒乱後、逃げ出した住民が各々安全だと思う場所(教会、モスク等)に避難して出来たもの
- ・ チャイルドプロテクション・モニタリングチームもあり
- ・ デイリ唯一のムスリムのキャンプでは、宗教による差別などは特に認められなかった。

(4) NGOの活動 (難民支援協会 石川)

- ・ コミュニティ・ピース・プロジェクトを通じた草の根からの和解の取り組み。
- ・ 「ピースウィンズ・ジャパン」: IDP キャンプへの NFI 配給の経験を聞き取った。
- ・ 「国境なき子どもたち」事業地視察: ユースのためのアクティビティ、母語教育などを実施
- ・ 「女性の権利のためのネットワーク」: 女性の権利、暴力廃絶のための活動をしている 18 の国内 NGO のネットワーク。女性への暴力廃止に取り組む男性を中心とする NGO もあり。

2. テーマ別のグッド・プラクティス

- ・ キャンプ・マネジメントとシェルター (柴田氏)
 - ・ キャンプ毎に運営委員組織し、課題である正確な人員把握への対応がなされていた。また、IOM 担当者は定期的なキャンプへのモニタリング・ビジットを通じてキャンプ内での出来事等を正確に把握するようつとめていた。
 - ・ 訪問時期は雨期であったが、シェルターのシートを交換する、床を高くする等で少しでも快適に住めるよう工夫がなされていた。
- ・ 水と衛生 (堤本氏)
 - ・ 水汲み場及びトイレ、シャワーにおいても横に立っている木などにライトをつけて明かりを確保するような工夫がみられた。
- ・ 子ども・教育・平和構築 (池上氏)
 - ・ 投石、路上での喧嘩など暴力の問題が蔓延
 - ・ KnK によるスポーツなどの企画
 - ・ 政府主催による若者参加のボランティア活動など
 - ・ 異なる地域・グループ間の対話促進のための文化交流の企画
- ・ プロテクション (石川)
 - ・ キャンプ運営員などに積極的な女性登用をしている場所もある。
 - ・ 男性によるイニシアティブで行う GBV 防止キャンペーンなど新たな動き
 - ・ 低年齢の性交渉、妊娠などの課題に対して、Life skill training、リプロダクティブライツに関する研修が実施されていた。



【第4回ワークショップ】

プロテクションの視点からの難民支援

【実施枠組み】

日時：1月10日（木）10：15－11：15

場所：JICA 国際協力総合研修所 400 号室

テーマ：「プロテクションと UNHCR における役割」

講師：根本かおる氏

特定非営利活動法人 日本 UNHCR 協会事務局長



【講義概要】

日本 UNHCR 協会事務局長根本かおる氏よりプロテクションと UNHCR における役割について講義して頂いた。UNHCR は3つの役割があり、1つは、難民へ国際的保護（プロテクション）を提供すること。2つ目は、難民問題の解決策を追求すること、そして、人道支援の実施である。特に保護を提供する際にその保護の責任主体がどこにあるか、UNHCR の援助対象者、難民保護への課題、保護する際の UNHCR の役割、目標、課題について話された。また、避難生活で、女性は暴力にさらされやすく難民女性への自立支援に対してもコミットメントが必要であると述べられた。

【講義内容要約】

UNHCR は、難民の国際的保護（プロテクション）のために提供している。保護を活動する責任主体としては、主権国家、UNHCR、プロテクションを行うその他のパートナー（NGO や他の国連機関）である。UNHCR の援助対象者としては、難民、庇護申請者、帰還民、無国籍者、国内避難民（IDPs）で、特に、国内避難民への関与は ad hoc だった。しかし、2006 年より、クラスター・アプローチが導入されており、UNHCR としてはプロテクション、シェルター、およびキャンプ・コーディネーションとマネージメントの3つの分野を担うことになっている。

国内避難民の保護において UNHCR の役割は3つあり、ひとつは国内避難民の安全と福祉状況をモニタリングすること。ふたつ目は、各国政府や非国家主体が人権と国際人道法を尊重することを確保するために調整し、必要に応じて介入すること。そして3つめは、キャパシティ・ビルディング、基準や方針の策定、フィールドをサポートするためのツールづくりである。国内避難民の保護の目標の1つとしては、安全の確保があげられる。また、逆に国内避難民の保護の制約としては、国家主権、治安の欠如、限られたアクセス、資金不足などがあげられる。

以前、西アフリカで人道援助関係者により難民女性が性的に搾取された事件があり、難民女性の保護はとても重要である。この問題を受けて、2003－2004年に様々なガイドラインの作成・改訂作業が行われた。現場においては、規範事例が必要などの声があり、規範事例集を作成しNRC作成のツールキットを用いて、各地でワークショップを開催した。また、UNHCRは難民女性への5つのコミットメントを発表した。

難民女性への5つのコミットメント

- 1) 難民女性のキャンプ運営への参画を促進。
(問題が起きた時の報告制度確立、問題発生後の Standing Operating Procedures の策定。)
- 2) 家族単位でなく性別を問わない、個人単位の難民の登録の徹底
- 3) 性暴力や性的搾取への対応と予防措置
- 4) 支援物資の配給の運営への難民女性の参画
(物資配給に女性が参画できるよう配慮する。)
- 5) 生理用品の配布
(ブータン難民キャンプでは、100%達成。配布を行なう女性に手間賃を渡し自立促進)

<例>ネパールのブータン難民キャンプで女性リーダーの重要性についてキャンペーンを行った。

最後に難民保護への課題として以下の6つの事柄があげられた。

難民保護への課題

- Goal1: 難民条約と議定書の実施強化
- Goal2: 重層的な人口移動の中での難民保護
- Goal3: より公平な負担・責任分担と難民受け入れ・保護対応力の強化
- Goal4: 安全上の問題へのより効果的な取り組み
- Goal5: 恒久的解決策のさらなる追求
- Goal6: 難民女性と子どもの保護の必要性への対応

－水・衛生 Water and Sanitation－

【実施枠組み】

日時：1月10日（木）11：30－12：00

場所：JICA 国際総合協力研修所 400 号室

講師：鈴木泰生氏

特定非営利活動法人 ADRA Japan

テーマ：給水と衛生におけるプロテクション



【講義概要】

ADRA Japan の鈴木泰生氏が給水と衛生におけるプロテクションをプロテクション、国際的な傾向（UNICEF の観点から）、そして自身のリベリアおよびダルフルでの経験を踏まえた視点から講義して頂いた。

【講義内容要約】

給水と衛生におけるプロテクションでは、アクセスの格差が大きい。特に、富裕層と貧困層では、50%も違いがある。水汲みにおいては、時間がかかる場合に教育の機会が失われることが多く、水汲み場やトイレの設置場所に関して言えば、レイプの状況を作り出してしまいうこともある。また、文化にあった設置物が必要。例えば、男子と女子のトイレの設計を変えた方がよい場合や、女性のための生理用品を個室内に設置、土地によっては家畜が財産のため家畜への水供給の必要性が求められることもある。

スフィア・プロジェクトにおける水衛生では、数値目標をどのように使って事業を行い、どのようにモニタリングしていくかが重要になってくる。また、水衛生に関するミレニアム開発目標では、「安全な飲料水へのアクセス」に関しスピードアップは必要であるものの、ある程度順調に目標達成に向かいつつある。しかし「衛生設備（トイレ）へのアクセス」に関しては、このままの状況では達成するのが難しい状態である。

水衛生の国際的な傾向として、「ハード」支援より「ソフト」支援になってきている。今までの「ハード支援」では、目に見ることができる設置物に関する事業が主流であったが、それが「ソフト支援」になり、トレーニングや教育などに力を入れるようになって来ている。さらに、2008 年は国際衛生年とし特に「衛生」にフォーカスを当てた初めての年である。

鈴木氏ご自身の経験から「受益者のプロテクション」だけでなく、「自分たちが雇っているスタッフに対するプロテクション」にも注目すべきとの指摘があった。

（例）掘削中の事故防止：手掘りの方が、機械掘りより、井戸掘削中の窒息事故が増える。機械掘りの際には、「安全柵の設置」が欠けているケースもある。掘削中には細かい砂・石が飛んでくることも多いので、現地の人々の安全のためにも安全柵を設置する必要があるのではないか。

(例) 水質検査：行政が検査してくれる場合もあるが、それが無い場合でも、NGO で簡単な検査が出来るようになりつつある。また、「NGO が行きやすい場所」は「現地の人も生きやすい場所」。その場所以外で取り残された人々への支援が必要。→UNICEF 開発のデータベースでマッピング。場所毎、支援団体毎にソート可能で今後の支援必要場所を把握するのにとても便利。

給水と衛生におけるプロテクション

ースーダンにおける活動事例ー

【実施枠組み】

日時：1月10日（木）12：00－12：20

場所：JICA 国際協力総合研修所 400 号室

テーマ：給水と衛生におけるプロテクション

ースーダンにおける活動事例ー

講師：柴田裕子氏

特定活動法人ピースウィンズ・ジャパン



【講義概要】

ピースウィンズ・ジャパン（PWJ）では、帰還者だけでなく、もともと住んでいる人々の生活基盤を整える活動として水・衛生事業を南スーダンで行っている。ひとつは、井戸の掘削作業。ふたつ目は、トイレの設置。最後は、井戸維持管理および衛生のワークショップである。今回は、主に井戸の掘削事業の流れについて講義した。

【講義内容要約】

はじめに、井戸の掘削事業においてすることは、候補地選定である。現地政府や国連は Priority List というものをもっており、そのリストに沿って村々を訪問することになる。その際に、PWJは、コミュニティーリーダーと話をし、現状ニーズを把握し、必ず一般住民からも話を聞くよう心がけている。スーダンはとても保守的な場所もあり、水汲みは女性の仕事であることが一般的なので、一般住民の話を聞く際は男性だけでなく女性にもインタビューし、実際のニーズをもとに候補地を決定していく

次に、候補地のコミュニティーとの話し合いがまとまった後に、Water Committee (水管理委員会)をコミュニティー内に設置してもらい、とコミュニティー代表者を含む村人合計5、6名で構成する。水管理委員会には、必ず女性1名以上をメンバーに入れてもらうこととし、女性の選定についてはコミュニティーに任せている。

掘削作業は、①地質調査、②水質テスト、③ポンプ設置、最後に④井戸維持管理のワークショップという流れになる。井戸の維持管理ワークショップでは、水管理委員会に維持管理のためのツールキットを渡し、自分たちで簡単な修理などもできるようにする。1回のワークショップだけでは、維持管理が徹底しないため、数ヶ月後にまたワークショップを行っている。このワークショップでは、簡単な衛生ワークショップも含まれている。スーダンでは、5歳以下の子どもの死亡率が高く、下痢による死亡率が多いため、簡単な手洗いの徹底が子どもの命を救うことができる。これも1回のワークショップではなかなか効果が出ないため何回も実施。

井戸掘削後は、水管理委員会が井戸野維持管理に責任を持つ。PWJは井戸を設置するが、井戸の周りのフェンスはコミュニティに設置してもらい「自分たちの井戸」という意識をもってもらう。女性がリーダーになると井戸はきれいに管理されることが多い。コミュニティによっては、フェンスが設置できない所もあり、動物が入ってきてしまうので衛生的に悪影響である。井戸完成後のフォローアップのためにもフェンスは重要。

水・衛生事業におけるプロテクションの課題と対策については、1) 候補地選定、2) 女性の参画。1) 井戸設置の候補地の選定については、特定の人利益にならないようにする必要があり、行政やコミュニティーリーダーの話だけでは、本当にニーズがあるのか、弱者への配慮がされているのかを判断する事は難しい。2) 最も井戸を利用する女性の声、井戸の設置、維持管理に反映されるために、水委員会へ必ず参加させたり、調査段階で別途女性に聞き取りを行うなどの対処が必要である。

食糧配給におけるプロテクション

—Protection in Practice—

【実施枠組み】

日時：1月10日（木）13：45－14：15

場所：JICA 国際協力総合研修所 400 号室

テーマ：食糧配給におけるプロテクション

講師：三澤康志氏

国連世界食糧計画ミャンマーオフィスプログラムオフィサー



【講義概要】

世界食糧計画（WFP）ミャンマーオフィスにて、プログラムオフィサーとして活動されている三澤氏より、ミャンマーの事例を通じて、プロテクションに対する食料援助からのアプローチについて講義を受けた。

【講義内容要約】

世界食糧計画（WFP）事業の最大の任務はプロテクションではないが、食料支援活動を実施する上でプロテクションは欠かせない。実際に WFP ミャンマーオフィスがどのようにプロテクション上の課題に取り組んでいったか、その具体的方法を共有したい。はじめに、ミャンマーに現存する考えられる課題をリストアップし、食料援助周辺に関わる項目に優先順位をつけ、取り組むべき問題のターゲットを絞った。問題分析のためのフレームワークとして、①直接 WFP の事業に関わる事項（例えば食糧配給所へのアクセスの問題）、②食料に関連したプロテクション事項（種を強制的に買わされるなどの問題）、③その他のプロテクション事項（商用作物の不作から子どもを売るなどの問題）の 3 段階を用い、①を中心に、②と③が外周を取り囲むような円状のチャートを作成、各問題がそれぞれ中心課題からどの位置づけにあり、どの程度優先されるべきかを可視化した。その後、「Five modes of Action」と呼ばれる、WFP が実際にどのように問題解決に取り組むかの 5 段階の分類を策定した。その後、リストアップされた問題群に対してそれぞれに最適と思われる段階の対策を当てはめ、個別に対応する方法を取った。その 5 段階とは①Substitution（政府に代わる食料供給）、②Capacity Building（キャパシティ・ビルディング）、③Persuasion（説得）、④Mobilization（啓発）、⑤Denunciation（当局に対する圧力）である。

食糧配給におけるプロテクションの実践報告



【実施枠組み】

日時：1月10日（木）14：15－14：45

場所：JICA 国際協力総合研修所 400 号室

テーマ：「Mainstreaming Protection into Food/Non-Food Item Distribution」

- Case study and Lesson Learned from World Vision Pakistan -

講師：山野真季葉氏、World Vision International

Doris Knoechel 氏、Protection Officer, World Vision International

【講義概要】

2005年にパキスタン北西部とカシミール地方を襲った大地震によって被害を受けた地域へのワールド・ビジョンの緊急食糧／非食糧配給活動をケーススタディとして紹介、食糧が弱者も含む受益者の手に届くためにはどのような工夫が必要なのか、アセスメントの方法等を含めて紹介された。また、ドリス・クノッシェル氏からはワールドビジョンが用いている質問項目をもとに、プロテクション上の課題を読み取る参加型のワークショップを実施して頂いた。

【講義内容要約】

2005年10月8日にパキスタン北西部とカシミール地方を大地震が襲った。死者数は約73,000人に上り、2003年より14人のスタッフで支援活動を続けてきたワールド・ビジョンは震災後、300人にスタッフを増やし、被災地緊急支援に当たった。2006年2月よりワールド・ビジョン・パキスタンにおいて、プロテクション・プロジェクト・コーディネーターとして復興支援に携わった経験から、実際のパキスタンでの援助物資配給プロジェクトの活動実践報告を通じて、その具体的な方法や課題について共有した。

各被災地はそれぞれ1～4時間かけないとアクセスできないような場所に点在していたため、援助物資の配給所は多くの村からアクセスが可能なハブポイントに設置された。しかし、冬を目前に道のりは非常に悪く（地滑り、降雪、洪水など）、高齢者や障がい者、孤児などの社会的に弱い立場にある人々にはアクセスが困難な状況にあった。また厳格なムスリム社会の中で女性の権利が平等ではないなどの課題があった。

このような課題がある中で、弱者が支援からもれない配給プロジェクトを計画・実施するためには、以下のプロジェクトサイクルで留意する必要がある。①ニーズの調査と受益者の選定、②現地スタッフのトレーニング、③援助活動の逐次モニタリング、④支援活動

終了後のモニタリング。

- ① ニーズの調査と受益者の選定段階で、社会的弱者の人数と、どのような脆弱性(Vulnerability)があるのかをアセスメントによって把握し、配給所にアクセスできない高齢者・障がい者には戸別訪問、女性への配給には男性とは別の時間帯を指定するなどの対策を立てるようにする
- ② スタッフ教育の際には、行動規範(Code of Conduct)のトレーニングを徹底し、例えば本来弱者に渡るべき物資を搾取し、自分の親族に有利な配給をしたら即解雇、などの罰則を実施した。また受益者コミュニティにも行動規範を共有することで弱者が搾取されることがないよう対策をとった。
- ③、④ 支援活動の逐次・終了後モニタリングでは、支援物資が本当に弱者の手にすべて渡ったか、ということをチェックした。配給所から自分の村までに戻る帰路で、運搬の手伝いと称して物資や運賃を搾取される機会も多いので、モニタリングは援助の効果を知るために重要である。

支援活動の目標として、アセスメントに基づいた確実な弱者保護、透明性の向上と汚職の減少、コミュニティ参加(特に弱者参加)などが挙げられる。これらを達成するために必要なのは、支援側の現場でのプロテクション原則の遵守やキーパーソンへの改善圧力がコミュニティ自体から生まれてくる事である。

分科会 1「子どもと教育に関するプロテクション」

【実施枠組み】

日時：1月10日（木）16：10－17：20

場所：JICA 国際協力総合研修所 417 号室

テーマ：「子どもと教育に関するプロテクション」

講師：平野裕二氏 ARC 代表



【講義概要】

子どもの権利に関する専門家の平野裕二氏より、「子どもの権利条約」についての解説と、緊急事態下において子どもが必要とするプロテクションに関しての基本原則を説明。

【講義内容要約】

「子どもの権利条約」の根幹に横たわる「一般原則」として、①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命・生存・発達への権利、④子どもの意見の尊重の 4 つを挙げ、権利保護を实践するいかなる場面であっても、常にこの原則を考慮に入れなければならない。条約の特徴としては次の 4 点(3P+D)に集約される。即ち、Provision（供給・条件整備）、Protection（保護）、Participation（参加）、Development（発達）である。そして子どものプロテクションは「権利基盤アプローチ(a rights-based approach)」からスタートする。子どもの権利に関する一般的認識を確認した後に、緊急事態下において守られるべき子どものプロテクションについて詳述された。緊急事態下における子どもに必要なプロテクションは①身体的危害からの保護、②搾取及びジェンダーを理由とする暴力からの保護、③心理社会的苦痛からの保護、④武装集団への徴用からの保護、⑤家族分離からの保護/分離された子どもの保護、⑥強要された避難に関連する権利侵害からの保護、⑦良質な教育へのアクセスを否定される事からの保護の 7 つである。子どものプロテクションは常にモニタリングされていなければならない、基本的にはコミュニティ・ベースでの保護が必要である。

【講義レジュメ】

1. 国連・子どもの権利条約と 2 つの選択議定書
 - (1) 国連・子どもの権利条約と 2 つの選択議定書
 - (2) 子どもの権利条約の構成と特徴
 - (3) 子どもの権利条約の一般原則
2. 権利基盤アプローチ (a rights-based approach)
 - (1) 作業定義
 - (2) 基本的な考慮事項

子どもの権利条約の構造
(国連・子どもの権利委員会の報告書ガイドラインより)

<p>1. 実施に関する一般的措置 * 締約国の実施義務 (4条) (a)国内法・政策の調和／(b)調整・監視のための制度的基盤整備／(c)最大限の資源配分 * 条約広報措置 (42条) * 締約国報告書の広報措置 (44条6項)</p> <p>2. 子どもの定義 (1条)</p>	<p style="text-align: center;">3. 一般原則</p> <p>* 差別の禁止 (2条)</p> <p>* 子どもの最善の利益 (3条)</p> <p>* 生命・生存・発達への権利 (6条)</p> <p>* 子どもの意見の尊重 (12条)</p>	<p>5. 家庭環境および代替的養護 * 親の指導の尊重 (5条) * 親の責任 (18条1～2項) * 親からの分離 (9条) * 家族の再統合 (10条) * 子どもの扶養料の回復 (27条4項) * 家庭環境を奪われた子ども (20条) * 養子縁組 (21条) * 不法移送・不返還 (11条) * 虐待・放任 (19条／39条) * 措置の定期的審査 (25条)</p>
<p>4. 市民的権利および自由 * 名前・国籍 (7条) * アイデンティティの保全 (8条) * 表現・情報の自由 (13条) * 適切な情報へのアクセス (17条) * 思想・良心・宗教の自由 (14条) * 結社・平和的集会の自由 (15条) * プライバシー等の保護 (16条) * 拷問等からの保護 (37条(a))</p>		<p>7. 教育、余暇および文化的活動 * 教育への権利 (28条) * 教育の目的 (29条) * 休息・余暇・レクリエーション・文化的活動 (31条)</p>
<p>6. 基礎保健および福祉 * 生存・発達 (6条2項) * 障害のある子ども (23条) * 健康／保健サービス (24条) * 社会保障／保育サービス・施設 (26条／18条3項) * 生活水準 (27条1～3項)</p>		
<p>8. 特別な保護措置</p> <p>(a)緊急事態に置かれている子ども * 難民の子ども (22条) ／* 武力紛争における子ども (38条／39条)</p> <p>(b)法に抵触している子ども * 少年司法の運営 (40条) ／* 自由を奪われた子ども (37条) ／* 少年の刑、とくに死刑・終身刑の禁止 (37条(a)) ／* 身体的・心理的回復ならびに社会復帰 (39条)</p> <p>(c)搾取的状況に置かれている子ども (39条含む) * 経済的搾取・児童労働 (32条) ／* 薬物濫用 (33条) ／* 性的搾取・性的虐待 (34条) ／ * その他の形態の搾取 (36条) ／* 売買・取引・誘拐 (36条)</p> <p>(d)マイノリティ・先住民族の子ども (30条)</p>		

3. 緊急事態下における子どものプロテクション

(1) 「子どものプロテクション」とは何か

Save the Children [2005], *Protecting Children in Emergencies (Policy Brief Vol.1, No.1)*より

(2) 緊急事態下で子どもが必要とする7つの「プロテクション」

Save the Children [2005], *Protecting Children in Emergencies (Policy Brief Vol.1, No.1)*より

- (i) 身体的危害からの保護
 - (ii) 搾取およびジェンダーを理由とする (gender-based) 暴力からの保護
 - (iii) 心理社会的苦痛からの保護
 - (iv) 武装集団への徴用からの保護
 - (v) 家族分離からの保護／家族から分離された子どもの保護
 - (vi) 強要された避難に関連する権利侵害からの保護
 - (vii) 良質な教育へのアクセスを否定されることからの保護
- #### (3) 子どものプロテクションにおける一般的原則

分科会 2 「ソーシャルプロテクション」

【実施枠組み】

日時：1月10日（木）16：10－17：20

場所：JICA 国際協力総合研修所 417 号室

テーマ：「ソーシャルプロテクション」

ファシリテーター：三澤康志

国連世界食糧計画ミャンマーオフィスプログラムオフィサー

各参加者とのワークショップ形式で、事業におけるプロテクション上の課題及び解決のための事業策定方法について作成した。

PROTECTION ISSUE	OBJECTIVE	PROPOSED ACTION
Lack of access to safe drinking water	<ul style="list-style-type: none"> • increased access to safe drinking water • improved health status • decreased threat for women • to be exposed physical violence 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Substitution: <ul style="list-style-type: none"> - construction & rehabilitation of wells - ensure accessibility from all the vulnerable groups ◆ Persuasion/mobilization <ul style="list-style-type: none"> - establish regular chlorination system ◆ Capacity building: <ul style="list-style-type: none"> - enhance the capacity of community to support vulnerable group to fetch water - enhance the monitoring capacity by community themselves - internal reporting on accessibility of water by vulnerable groups - reporting on accessibility of water by vulnerable groups

<p>unfair/unclear beneficiary selection/verification</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Increased transparency in beneficiary selection ▪ Fair distribution ▪ Inclusion and Increased participation of extremely vulnerable individuals 	<ul style="list-style-type: none"> ◆Substitution: <ul style="list-style-type: none"> - establish clear vulnerability criteria - ensure dissemination of vulnerability criteria to communities - mapping of vulnerability ◆Capacity building: <ul style="list-style-type: none"> - ensure local staff employment from target area - raising awareness & building capacity - community capacity building through international community members ◆Pursuation: <ul style="list-style-type: none"> - persuade community leaders to ensure the participation from vulnerable segment of community
--	---	---

保健・医療におけるプロテクションの実践報告

【実施枠組み】

日時：1月11日（金）11：00－12：00

場所：JICA 国際協力総合研修所 400 号室

テーマ：「人間の安全保障と保健医療—紛争・人間・健康—」
紛争下における人間の健康

講師：小川里美氏

日本赤十字秋田短期大学講師／看護師



【講義概要】

日本赤十字の看護スタッフとして紛争地域での医療活動に携わった経験のある小川里美氏より、ポスト・コンフリクト地域と紛争地域における医療現場の実情と課題点を、それぞれ南部スーダン・（ジュバ）とダルフルの事例を通して解説して頂いた。

【講義内容要約】

紛争は最大の人権侵害である。紛争は国家機能の停止・停滞をもたらし、それにより保健・医療システムは正常に機能しなくなり、人・モノ・資金の不足が発生、適切な医療提供が実現せず、また人材育成にも困難が伴う、という悪循環が起きてしまう。具体的な課題としては、①人材（特に医師）の不足、③医薬品、医療設備の不足、④職業倫理などを含む管理体制、⑤外国人が支援する医療機関に対する期待からくる患者の一極集中化、である。これらの課題に対する赤十字の支援として、直接医療サービスを提供するほか、現地看護スタッフの育成を手がけ、①職務遂行能力向上と、②基礎教育を含む看護教育体系の改善指導などを行っている。しかしながら、若干の改善を見るものの、継続の困難を痛感されたとのことであった。

また、赤十字という中立的な機関の特殊な立場から生じる課題もある。例えば、①紛争地域で活動を行う赤十字国際委員会は人道支援機関なので、ポスト・コンフリクトの援助については、長期的視野に立った開発支援が出来ない。よって、②支援の目標や方針などは、援助政策の定めたものに従うことになる。また、極限状態の中での支援では、中立的立場を取るために、紛争当事者のどちらか一方に圧力を掛けたり協力を求めたりするような事は出来ない。よって③医療要員の安全確保や現場へのアクセスが容易ではない、④スタッフは短期間の滞在になり人事異動が激しいため、援助内容や質の確保をどうするか一などである。このような状況下にあって、人道支援機関として一人でも多くの生命を救っていくための効果的な援助の在り方を改めて考えてみる必要がある。

ワークショップ全体総括

【実施枠組み】

日時：1月11日（木）12:00-13:00

場所：JICA 国際協力総合研修所 400 号室

テーマ：International Trends and WVI Position

講師：Dr. Doris Knoechel, Humanitarian Protection , Global Rapid Response Team, World Vision International

【講義概要】

Doris Knoechel 氏はライツ・ベース・アプローチの発端及びライツを具現化するための国際人権法を解説した後、ワールド・ビジョン・インターナショナルにおけるプロテクションを中心化させていくための取り組みについて紹介した。

外務省 NGO 研究会「人間の安全保障におけるプロテクション」
シンポジウム

【実施枠組み】

日時：1月11日（金）14:30-16:45

場所：JICA 国際協力総合研修所国際会議場

テーマ：「人間の安全保障におけるプロテクション」

開会挨拶：寒川富士夫（外務省民間援助連携室室長）

講師：Daniel Alkhal（国連難民高等弁務官駐日事務所首席法務官）

Doris Knoechel（ワールド・ビジョン・インターナショナルプロテクション担当官）

岡智子（国連児童基金東京事務所パートナーシップ構築調整官）

三澤康志（国連世界食糧計画ミャンマー事務局プログラムオフィサー）

橋本直子（国際移住機関駐日事務所プログラムコーディネーター）

モデレーター：石川えり（特定非営利活動法人難民支援協会事務局長）

【開会挨拶概要】

「人間の安全保障におけるプロテクション」というテーマのもとにこれまで4回にわたりワークショップを行い様々な角度から議論が行われてきた。緊急人道支援を行う日本も増加する傾向にあり「人間の安全保障」の考え方を踏まえつつ受益者の保護（プロテクション）の視点を援助の実施に取り組むことが必要になってきている。その1年間の総括としてこの公開シンポジウムを行った次第である。このシンポジウムでは、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）をはじめ、国際移住機関（IOM）などの国連・国際機関や NGO ワールド・ビジョンが「人間の安全保障」をキーワードに人道支援や復興支援を行う現場でのプロテクションの紹介を中心に議論を深めていく予定である。

【講義内容要約】

Daniel Alkhal（国連難民高等弁務官駐日事務所首席法務官）

1. プロテクションを責務としている UNHCR の活動を紹介

庇護を求めるという考え方は昔から存在していたが、20世紀は戦争の世紀で今まで存在しなかった非常に多くの人々が移動を強制されるという現象が生まれた。その後、移動を強制された人々に国際社会がある一定の枠組みに基づいた保護を提供しなければならないという認識を持つようになった。UNHCR には無国籍の人々を支援するという任務もある。現在は、年齢・ジェンダー等の多様性を認めた上で最も弱い立場に置かれた人々に保護を提供することにも取り組んでいる。

2. UNHCR ではどのようにプロテクションを実践しているか紹介

UNHCR の任務は、難民を保護することであるが、この 10-15 年はその任務も拡大して来た。例えば、国内避難民を他の国連機関と協力しながら支援をしていく。難民の法的定義を必ずしも満たさないが支援必要としている人々に対してサポートを提供している。UNHCR が人道機関としてより発展していけば行くほど、この「人間の安全保障」という考え方も深まってくる。UNHCR の現場の活動の中で大きな位置を占めるのが政府と対話していくことである。その過程で国家の安全保障と人間の安全保障のバランスを保って行こうとする活動、それと同時に日常的な中でこの概念を統合していくという活動も行っている。3つの恒久的解決策としては、①自主的な帰還。②庇護国における統合。③第三国定住がある。今日 UNHCR として最も力を入れているのが、国連機関、NGO、民間を含めたパートナーシップの強化である。UNHCR としては日本国内における難民問題に対しても関心を高めていきたいと思う。

三澤康志 (国連世界食糧計画ミャンマー事務局プログラムオフィサー)

1. ミャンマーの状況

ミャンマーは人口約 530 万人で 135 の少数民族から構成されている。国としては食糧が足りており、ヤンゴン周辺では穀物地帯で米が取れる。中国やバングラディッシュの国境沿いには、厳しい規制等によって人と物が動かないという問題で一般市民の生活が圧迫され、食糧が足りていない。ミャンマーは天然資源が豊富だが、国連開発計画の調査によると国民の 1/3 が貧困化で苦しい生活をしている。シャン州は、以前はケシの栽培で有名だった。国際的な圧力とミャンマー政府の決定により 2002 から 2005 年にかけてケシの撲滅運動があり、シャン州の農民にとっては主な収入源 (50-80%) の収入源を得ており、それが急になくなるということで、2003 年から JICA との人道支援合同アセスメントの後、北シャン州コーカン区への人道支援として始まり、2004 年に北シャン州の大部分をカバーし、2005 年には南シャン州へ拡大、昨年 2007 年からシャン州、カチン州、チン州、北ラカイン州および乾燥帯を含むひとつのプログラムとして、ケシだけでなく貧困に苦しんでいる人のために食糧援助をしている。

2. WFP のミャンマーにおけるプロテクション

WFP は食料援助機関であり、プロテクション主要な責務とする機関ではないが、ミャンマーではしばしば地域によっては WFP が唯一の国連機関である。WFP ミャンマーには 200 人程のスタッフがおり、カントリーオフィスがヤンゴンにあるほか、6 つのサブオフィス、3 つのフィールドオフィス、2 つのロジスティックベースがある。NGO、受益者は日々、プロテクション上の課題に直面している。2006 年に WFP の本部がミャンマーに関してワークショップを開いたが、何から手をつけてよいか、どういうアプローチを取れば良いか困惑

した。そこで、円を使って、たくさん問題がある中で真ん中を「WFP Direct Operation」として、WFP が直接オペレーションしている中で、WFP として責任があるプロテクション上課題は何であるかを考えた。例えば、ある 4 つの A、B、C、D の村に一つの配給場所が設置されたが、D の村だけ歩いて 1 時間かかっていた。WFP としては、家庭に確実に食料を持ち帰ってもらうために女性に来て欲しい、配給を手伝ってくれる人も女性が良いと考えるが、片道 1、2 時間を掛けて歩く道ではセキュリティの問題などプロテクション上の課題が生じてくる。その場合は C と D の村の真ん中あたりにもう一箇所配給所を設けるなどした。これが円の中心にある、WFP が直接関与し責任のあるプロテクション問題である。

次の円は、WFP は直接関与していないが食料保障に関係しているプロテクションイシューである。例えば、米を軍に没収されてしまう農家などがいれば、地元権力者と話したり交渉したりする。

一番外側の円は、直接 WFP のマנדートとしていないが、WFP スタッフや NGO スタッフが毎日直面している深刻な問題である。一つの例を挙げると、人身売買がある。例えばケシ栽培農家は、収入の 50~80%をケシに頼っているが、融資の担保にもしている。2002 年よりケシ撲滅運動が始まり、お金を返す手立て無くしてしまうと、自分の子どもを売らしか無くなる事が起こっている。このような問題は他の UN 機関や NGO と取り組んでいく必要がある。たくさん問題がある中で、WFP はフードセキュリティを考えようということになり、①その問題が広い地域に存在すること、②それが深刻かということ、③食料保障に関係があるかということ、④実行可能かということの 4 つの観点から Criteria をつけて、各地域で問題を選び、NGO・非 NGO と共にどういう形で取り組んだら良いかを考え、2008 年のアクションプラン作りをしている。

岡智子（国連児童基金東京事務所パートナーシップ構築調整官）

1. UNICEF の活動紹介

UNICEF は、国連国際児童緊急基金として第 2 次大戦で被災した子どもたちの緊急援助を目的に 1946 年の第 1 回国連総会で設立された。1953 年に国連児童基金と改称し、途上国の子どものための社会開発にも取り組むことになった。現在 150 以上の国と地域で、子どもたちの命と健やかな成長を守るために活動している。80%の職員はフィールド勤務で、フィールド重視の機関と言える。「子どもの権利を基盤としたアプローチ」と子どもの発達段階に合わせた支援を行う「ライフサイクルアプローチ」を実施している。プログラム資金の 50%以上はサブサハラのアフリカに、30%はアジアに当てられ、分野としては子どもの生存と成長に 50%以上を支出し、続いて教育、子どもの保護等に力を入れている。

2. UNICEF と子どもの保護（チャイルドプロテクション）

子どもの保護はすべての国においての課題であり、UNICEF にとって最優先課題である。「子どもの権利条約」およびその他の国際条約のもとにおいて、「すべての子どもたちはあ

らゆる危害から保護される権利を有する」と考えている。このような広義な意味では子どもの保護は横断的分野であると言える。子どもの生存・発達・幸福になる権利を守るためには、暴力・搾取・虐待の予防と対応が必要である。これには商業的性的搾取、人身売買、児童労働、有害な伝統的慣行（女性器の暴力的な切除や早婚）が含まれ、特に孤児、法に抵触する子ども、紛争下の子どもを対象にしている。UNICEF はこれらの問題に対して「Protective Environment(保護環境)」を作るという活動を行っている。例えば①Government Commitment (政府のコミットメント)、②Legislation (立法)、③Attitude (態度、社会的伝統や習慣を含む) ④Open Discussion (メディアや市民団体、子どもや家族を巻き込んだオープンディスカッション)、⑤Children's Life skills (権利に関する知識や危機回避の能力を身に付け、青少年自ら保護の実践者となる、プロテクションを自分で行えるようになる)、⑥Awareness of Community (コミュニティの能力開発)、⑦Essential Services and Rehabilitation (基本的社会サービス、社会復帰)、⑧Monitoring (モニタリングと報告)、などである。

コンゴ民主共和国から帰国した職員の話によると、現在 UNICEF は日本政府とパートナーシップを組んで、子どもたちが安全に過ごせる居場所を作ろうと考えている。性暴力が頻繁に起こっており、それも性欲を満たすためではなく、人を傷つけるためにレイプを戦争の武器として使うケースが多い。レイプ被害者たちから教育を受けたいという要請があるため、被害者たちへ学習の機会を提供することを検討している。

子どもの保護は、各分野と関係(Interrelated)しているので、各分野との連携が重要である。予防接種と同時に出生登録を行ったり、学校内で暴力をなくすために教員研修を実施し、体罰は人権侵害であると指導したり、商業的性的搾取や人身売買撲滅の取り組みにおいてジェンダーに配慮したり、エイズ孤児が児童労働をしないようにしたりなど、ユニセフでは、子どもの保護の問題への取り組みにおいて、各分野と連携して活動している。

橋本直子 (国際移住機関駐日事務所プログラムコーディネーター)

1. IOM の活動紹介

国際移住機関 (IOM) は、世界的な人の移動の問題全般を包括的かつ専門的に扱う唯一の国際機関である。世界で移民という人々は 2 億人いると言われているが、世界的な「移民」の定義の合意はないので、この 2 億人という数字は注意して捉える必要がある。人は、非常に多岐に渡る事情や理由のために、国境を越えて或いは国内で移動するが、IOM は、国内的な人の移動、また自発的な移動、あるいは非自発的な人の移動も扱っている。ここで重要なのは、非自発的移住と自発的移住をはっきりと分けられないこと、及び非自発的性が高まれば高まるほど、保護の必要性が高まってくることである。IOM の基本理念は、「正規のルート (国家の要請に答えた形の人々の移動) を通して、人としての権利と尊厳 (人のニーズにあった) 保証する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益をもたら

す」であるが、このふたつのニーズ双方を満たす形で人の移動を促進することはかなり難しい。IOMはこの難しい Migration Management を達成するのを目指している機関。「正規のルートを通じて」というところは、国家の安全保障、「人としての権利と尊厳」の部分には、人間の安全保障の問題に相当する。とりわけ、国家の枠組みを超えて移動する人の全体にわたって責任をもつという意味では、人間の安全保障のコンセプトと IOM の活動は深いつながりがある。IOM は 1951 年に設立された多国間政府機構で、本部はジュネーブにある。現地事務所は全世界中に約 340 箇所（現在では 400 箇所）あり、職員数も 5,600 名を超えているが、そのうち本部にいるのは 200 名足らずである。このことから、IOM がいかに field oriented-organization であるが分かる。IOM の主な任務は、以下の通り。①急増する移住管理に関する課題に対応するための、主に国家への支援。例えば、「誰を入れて誰を入れないのか」は主権国家の専権事項であるが、出入国管理に関する訓練、技術協力、領事業務の代行も行っている。②移住問題に関する理解の増進。リサーチ、セミナー、国家間のフォーラム、啓発活動、出版等。③移住を通じた社会経済的発展。移住のネガティブな側面として、ブレイン・ドレイン（頭脳流出）があるが、技能を持った移民が母国へ帰りたいと思う場合の帰国を支援する。また、移民からの海外送金が、ODA の総額の何百倍に上るといふ国もあるが、それをどのようにしてフェアに国の発展に結びつけるのか。④移民の尊厳と福祉を向上する、移民ひとりひとりへの直接支援も行っている。これが今日のテーマの「プロテクション」につながっている。

2. IOM とプロテクション

人道支援に携わる国連・国際機関・国際 NGO 間の調整機能である Inter-Agency Standing Committee が作ったプロテクションの定義を IOM 風に言い換えると、「国際移住法の文言と精神に則り、移民の人権を十分かつ効果的に尊重し、移民の尊厳と福祉を擁護するためのあらゆる活動」となる。「国際移住法」とは、国際人権法、国際的労働基準、国際難民法、国際人道法、国際組織犯罪法、その他地域条約（欧州評議会など）を総称したものである。まだ発展途上の分野ではあるが、今後人の移動が膨れ上がっていくにつれて、非常に重要なコンセプトになってくる。IOM の活動にとって特に重要なのが「移住労働者とその家族の権利条約」で、その批准促進委員会に IOM も入っている。IOM の具体的なプロテクション活動は、①移民の権利の法的保護（例えば、国外に逃れたアフガニスタン人やイラク人のための、非常に大規模な在外選挙事業を実施）、②物理的な安全保護（例えば、IDP 用仮設住宅、人身取引の被害者に対するシェルターの提供、Emergency Medical Evacuation など）、③エンパワメント、すなわち移民が自らを保護できるように、移民の出発前のブリーフィング、到着後に Integration がスムーズにいくような手配をする、その中には移民としての権利は何かという事を移民自身に教えるプログラムも含む、④入管職員や NGO 職員の方々を対象とした保護を促進するための訓練、⑤保護しやすい環境を整えるアドバイス・技術協力・法整備支援・啓発などである。具体的な例を挙げると、1950 年代

にはヨーロッパから南米への移住を支援し、人々の「出国する権利」を実施した。また、第三国定住支援では、家族統合の原理を実施しており、また渡航前のブリーフィングを通じて難民の健康や福利を促進している。更に、紛争や自然災害で家を追われた国内避難民に対する支援と保護を、スフィア原則及び「国内避難に関する指導原則」に則り、「クラスター・アプローチ」の枠組み内で行っている。また、レバノン紛争に巻き込まれたスリランカ人出稼ぎ労働者に緊急脱出便を提供することで、「自国に帰る権利」を達成。更に、人身取引対策においては、正に被害者保護、予防、加害者訴追に重点を置いて、全世界的な活動を行っている。

IOM は国際法上のリーガルプロテクションのマンデートがあるわけでは無いが、既に「プロテクション」はその活動の中に主流化されている。実際の活動を通じて、また”quiet diplomacy (静かな外交)”を通じて保護を達成するのが、IOM の特徴でもある。最近、庇護と移住の連関性、難民と移民の混在という問題も特にヨーロッパを中心に大きな課題として議論されている。また、人道支援に係わる者のプロテクションの問題も重視しなければならない。日本における保護の課題では、日本における難民、庇護申請者、人身取引の被害者や JFP (日本人とフィリピン人の間に出来た子どもで、日本人の父親に認知されず無国籍になってしまっている人々)なども問題となっている。日系ブラジル人の子どもたちが学校を中途退学し、日本において児童労働をしているという事もある。日本の DV シェルターの大多数は外国人女性で占められているという事実も見逃せない。日本においてもプロテクションの課題は山積している。そして、様々な機関・団体の比較優位を生かして、パートナーシップを組み、移民の人権保護に取り組んでいきたい。

Doris Knoechel (ワールド・ビジョン・インターナショナルプロテクション担当官)

1. ワールド・ビジョン・インターナショナルの活動紹介

ワールド・ビジョンは、50 年以上前に設立されたキリスト教を基盤にした慈善団体であるが、現在では発展し、100 カ国以上で援助活動を行う団体に成長している。この 10 年、緊急事態が増加傾向にあり、ワールド・ビジョンでは、国際緊急対応チームを編成し、緊急災害に対応してきた。今現在、チームの対応力は 2 件のそれ程大規模ではない緊急事態に対応できる能力を持っているが、近い将来には 4 件の大規模災害に対応できるようにしていきたいと思っている。我々は子どもに焦点を当てた活動を行っている団体である。パートナー機関としては、ユニセフも含まれているし、世界中の子どもたちの福祉のために活動している様々な団体がパートナーとなっている。したがって、全般的なプロテクションの中でも、子どものプロテクションというのが WVI の活動を通じて目立つ特徴である。

2. ワールド・ビジョン・インターナショナルの活動におけるプロテクション

保護が無ければ援助は不完全である、という点をワールド・ビジョンの主張するようになり、数年前に保護に関するワールド・ビジョンのポリシーを作成した。食糧配布活動の

質の向上にも取り組む中で、とりわけプロテクションの要素を評価するようになった。食糧を配布して受取証をもらったが、その後のモニタリングから実際には食べ物は食料として使われていなかったケースが明らかになった。それを他の人にあげてしまったり、ブローカーの人に安く売ってしまったりした人もいた。それは我々が提供していた食料が彼らにとって相応しいものでは無かったということの意味している。当時は食糧を配る事が義務だという意識があったが、それ以上の対応が必要だという事が分かってきた。

もう一つの代表的な緊急事態の例として、イラクの例が挙げられる。我々の団体としては、他の団体とパートナーシップを組んで援助をしていくことを重視した。例えば IDP のモニタリングに関しては IOM が主導する形で様々な団体が係わって行き、子どものプロテクションの問題については UNICEF が様々な NGO 団体と協働で、子どもたちがどのようなプロテクションの状況になるかというのを分析し、その上で共同資金連携援助していくということが行われた。こうした様々な機関の連携というものが、プロテクションの中で非常に重要である。イランのバムにおける地震の例では、子どもにとって優しいスペースの中で子どもたちを保護するという取り組みを行い、大きな成功を収めることが出来た。このような「子どもに優しいスペース」という考え方を他の緊急事態でも応用していこうという取り組みにつながっていった。パキスタンの津波における活動では、我々が発展させてきている概念と言うものをより強固なものにしていくということが出来た。

こうした実際の援助を通じて経験を積み、新しいツールというものを試していく、そしてそれを更に発展させていくというプロセスを辿れたのでは無いかと思う。パキスタンの中ではワールド・ビジョン・ジャパンの積極的な役割があり、「プロテクション」の利点と付加価値というものが、組織の中で非常に全面的に認められるようになったのではないか。それをワールド・ビジョン・ジャパンが財政面でも人的資源の面でも非常に強力に支えてくれている。EVI というのは「極度に脆弱な立場におかれている個人」という意味であるが、WVJ の山野さんがこの概念を作り出し、コミュニティと協力しながら EVI を見つけ出すためにはどうしたらよいかという方法論を発展させていった。

以上のような経験からワールド・ビジョンの緊急援助に携わる部門ではプロテクションに関するポリシーを採択した。様々な援助活動を行う中で、非常に重要な4つの原則というものがある。①コミュニティの自己防衛能力というものを強化していく、②女性の保護とエンパワメントを両方重視していく、③キャパシティ・ビルディング、他のパートナーとの連携、④責務を負っている公的機関の関与を求め、という原則に基づいて援助を行っていく。そして我々はプロテクションというものを活動の主流に位置づけていくという形も含めて組織全体の再構成を図っている。組織のそれぞれの部門のつながりというものを改善していこうという事だが、すべての活動を横断する問題として、例えば子どもの権利、ジェンダー、障害、プロテクションというものがある。こうした分野・部門横断的な問題というものがすべての分野で取り入れられるようにする。例えば食べ物であるとか、水と衛生、保健という様々な部門でこうした問題がきちんと理解されるようにしていくこ

とに現在取り組んでいる。

我々の組織では主に3つの部門が重要な柱として活動に取り組んでいる。①HEA(人道研究問題)、②TD(変革につながるような開発援助活動)、③P&A(ポリシーとアドボカシー)。こうしたそれぞれの部門で、プロテクションを始めとする分野横断的なテーマというのが援助活動の中にきちんと統合されていくようにしていく。最後にこれからプロテクションを浸透させていく上での役立つと思われるツールの一つを紹介する。それはワールド・ビジョンとして、どのようにプロテクションというものをそれぞれの分野で進めていったらよいか、またそれを評価するための指標、それを説明するための、チェックリストを盛り込んだ最低基準というものを作成した。それを基にして、水・衛生、保健を始めとした様々な分野でプロテクションを進めていく。今後それを現場で活かしていきたいと考えている。



■参加団体紹介（五十音順）

特定非営利活動法人 ADRA Japan

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-11-1
TEL: 03-5410-0045 FAX: 03-5474-2042
E-mail: tokyo@adra.jp
URL: <http://www.adra.jp/>

特定非営利活動法人 ACE

<https://childfundor.jp.securesites.net/>
〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-9
セリジェ・メゾン・瀬上 401
TEL: 03-3835-7555 FAX: 03-3835-7601
E-mail: info@acejapan.org
事務所内
URL: <http://www.acejapan.org>

特定非営利活動法人

JADE-緊急開発支援機構

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-34-12
本澤ビル 203
倉ビル 4階
TEL: 03-3805-3430
E-mail: info@jade.or.jp
URL: <http://www.jade.or.jp/index.html>

特定非営利活動法人

国際平和協力センター

〒193-0826
ホビル 5F
東京都八王子市元八王子町 3-2914-4
TEL: 090-8479-3100 FAX: 042-663-3223
E-mail: info@ipac-jp.org
URL: <http://www.ipac-jp.org>

特定非営利活動法人

ジャパン・プラットフォーム

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1
大手町ビル 266 区
TEL: 03-5223-8891 FAX: 03-3240-6090
E-mail: info@japanplatform.org
URL: <http://www.japanplatform.org/>

特定非営利活動法人

チャイルド・ファンド・ジャパン

〒167-0041
東京都杉並区善福寺 2-17-5
TEL: 03-3399-8123 FAX: 03-3399-0730
E-mail: childfund@childfund.or.jp
URL: <http://www.childfund.or.jp/>

全国難民弁護団連絡会議

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6
四谷一丁目ウエストビル 4 階 いずみ橋法律
TEL: 03-3832-4521 Fax: 03-3832-4523
E-mail: jlvr@xvb.biglobe.ne.jp
URL: <http://www.jlvr.org/>

特定非営利活動法人 難民支援協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-7-2 第二鹿
TEL: 03-5379-6001 FAX: 03-5379-6002
E-mail: info@refugee.or.jp
URL: <http://www.refugee.or.jp>

特定非営利活動法人 難民を助ける会

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-12-2 ミズ
TEL: 03-5423-4511 FAX: 03-5423-4450
E-mail: info@aarjapan.gr.jp
URL: <http://www.aarjapan.gr.jp/>

日本赤十字社

〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3
TEL: 03-3438-1311
E-mail: info@jrc.or.jp
URL: <http://www.jrc.or.jp/>

**特定非営利活動法人
災害人道医療支援会 (HuMA)**
〒154-0024
東京都世田谷区三軒茶屋 1-24-1
シャコーポ 308
TEL/FAX: 03-3413-7510
URL: <http://www.huma.or.jp/>

**特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ**
〒164-0003 東京都中野区東中野 1-45-5
日ノ出ビル B101
TEL: 03-5330-5571 FAX: 03-5330-5572
E-mail: info@habitat.jp.org
URL: <http://www.habitat.jp.org>

**社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン**
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 3-2-6
ストークビルディング本石 8 階
TEL: 03-3516-8922 FAX: 03-3516-8923
E-mail: info@savechildren.or.jp
URL: <http://www.savechildren.or.jp/>

**特定非営利活動法人
BHN テレコム支援協議会**
〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-5-1
NTT 新宿ビル 3F
TEL: 03-5348-2221 FAX: 03-5348-2223
E-mail: basic@hbn.or.jp
URL: <http://www.bhn.or.jp/>

**特定非営利活動法人
ピース ウィンズ・ジャパン**
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚 3-2-15 第二ベルプラザ
TEL: 03-5304-7490 FAX: 03-5304-7342
E-mail: info@peace-winds.org
URL: <http://www.peace-winds.org/>

**特定非営利活動法人
ブリッジ エーシア ジャパン**
〒151-0071 東京都渋谷区本町 3-39-3
ビジネスタワー4 階
TEL: 03-3372-9777 FAX: 03-5351-2395
E-mail: toiawase@baj-npo.org
URL: <http://www.baj-npo.org/>

**特定非営利活動法人
ワールド・ビジョン・ジャパン**
〒169-0073 東京都新宿区百人町 1-17-8-3F
TEL: 03-3367-7251 FAX: 03-3367-7652
E-mail: info@worldvision.or.jp
URL: <http://www.worldvision.jp/>

